

困っていること 心配なことは ご相談ください

身近な福祉の相談役として 地域で活動しています

あなたのまちの民生委員・児童委員

区内では4月1日現在、厚生労働大臣から委嘱を受けた294名の民生委員・児童委員が活動しています。

民生委員・児童委員は、「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」をはじめ、高齢者の方や支援が必要な世帯等の見守り活動を通して、地域社会での孤立・孤独の防止につなげています。民生委員・児童委員は、福祉の仕事に理解と熱意があり、地域の実情に詳しい方です。また、個人の人格を尊重し、秘密を守ることが法律で義務付けられています。任期は3年で、報酬はありません。

お子さんから高齢者の方のことまで、生活の中で困っていること、悩んでいることを、お気軽にご相談ください。相談の内容によっては、関係機関をご紹介します。担当の民生委員・児童委員が分からないときは、お問い合わせください。

【問合せ】地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階)☎(5273)3517・FAX(3209)9948へ。



赤い羽根共同募金の街頭活動で

5月12日は民生委員・児童委員の日

広げよう 地域に根ざした 思いやり

全国民生委員児童委員連合会提唱民生委員・児童委員行動宣言

地域の身近な相談役 民生委員

区民の皆さんが地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域の皆さんと区や社会福祉施設等をつなぐパイプ役として活動しています。生活上でお困りのことについて相談をお受けしたり、区や関係機関を紹介し、必要なサービスが受けられるよう支援しています。また、区や社会福祉施設等のサービスの内容や利用方法を分かりやすく説明するなど、必要な情報を提供するほか、さまざまな福祉事業に協力しています。

お子さんの健やかな成長を見守る 児童委員

民生委員は、児童福祉法により児童委員を兼ねています。児童委員は、児童・妊産婦・ひとり親家庭などの相談をお受けしたり、地域で子どもたちが伸び伸びと成長できるよう、区や関係機関と連携しながら、子育て支援のネットワークにも参加し、児童福祉の向上のために活動しています。地域の小・中学校、保育園、幼稚園などとの交流も積極的に進めています。

●主任児童委員

児童委員活動をさらに充実させるため、児童福祉に関することを専門に担当する「主任児童委員」がいます。主任児童委員は、児童関係機関等との連絡・調整や児童委員との連携を通して、児童の健全育成や児童福祉の推進に努めています。

民生委員・児童委員の活動

区民の皆さんの立場に立って相談をお受けし、助言や支援をします。また、心配事を解決できるよう、適切なサービスが受けられる関係機関を紹介します。

23年度の民生委員・児童委員への相談件数 (6,048件)

